

障がいのある人に関する 人権問題



私たちが暮らす熊本市には、四万人以上の障がいのある人が暮らしています。身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいを含む）、そのほか心身の機能に障がいのある人など、様々な人がいます。それは生まれつきであったり、事故や病気によるものであったり、原因は人それぞれです。

障がいがあってもなくても、誰もが同じように学び、働き、暮らす権利を持っています。しかし、障がいのある人とはときに、社会参加をさまたげる障壁に遭遇したり、まちなかや地域で偏見や差別を感じたりすることがあります。それは本人のみならず、その家族を苦しめている現状があります。

こうした障がいを理由とする差別を解消するために、「障害者差別解消法」（通称）という法律があります。この法律は、国や市町村といった行政機関や会社やお店などの民間事業者を対象とし、障がいを理由に商品やサービスの提供を拒否したり、制限したりすることを禁止し、障がいのある人への社会的障壁を取り除くための合理的な配慮を行うことを求めています。

私たち一人ひとりが障がいについて理解し、障がいを理由とした不当な差別に気づき、差別を解消するために必要な配慮（心づかい）を考えましょう。それは、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるため、すべての人に求められる責務です。そして、その配慮（心づかい）を、身近なところから積極的に実践していきましょう。

つながっていく ひろがっていく 障がい者サポーター



障がいのある人が暮らしやすいまち「みんなが暮らしやすいまち」。

熊本市では、だれもが自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくりをお手伝いできる人を「障がい者サポーター」として募集しています。

「障がい者サポーター」とは？

「障がい者サポーター」とは、障がいの特性や必要な配慮を理解し、障がいのある人が困っているときに、必要な手助けを実践する人々のことです。

熊本市や熊本市障がい者相談支援センターが開催する「障がい者サポーター研修」に参加し、日常生活の中で自分にできる範囲で活動してみましょう。

※10名以上のグループを対象に出前講座も行っています。

【問合せ先】

熊本市 障がい福祉課

TEL 096-361-2519 FAX 096-366-1173

Mail shougai-fukushi@city.kumamoto.lg.jp

知ってください ヘルプマーク

ヘルプマークとは？

「外見からは分からない障がいや病気がある」と、周りの人に知らせるマークです。

内部障がいや発達障がい、義足や人工関節を使用している人、難病の人など、外見からは分かりにくい障がいのある方も、周囲の人に配慮や支援を必要としています。

ヘルプマークを身につけた方を見かけたときには、思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプマークを見かけたら？

・電車やバスの車内では、席をおゆずりください。
・困っている様子のおきには、「お手伝いしましょうか」「どうしましたか」などと声をかけ、できる範囲での支援をお願いします。

・ヘルプマークストラップやヘルプカードを提示されたときには、ストラップを裏返したり、カードを開いたりして、支援方法や手伝ってほしいことを確認してください。

ヘルプマークはどんなものがあるの？

ヘルプマークを使ったアイテムは、紙製のカード、プラスチック製のカード、シリコン製のストラップがあります。

3つとも、ウエルパルクまもこ3階障がい福祉課、各区役所の福祉課、熊本市障がい者相談支援センター（市内9か所）にて、無料で配布しています。



紙製のヘルプカード



プラスチック製のヘルプカード



シリコン製のヘルプマークストラップ

